魚津市告示第160号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第３号）に規定する統計調査員のうち、令和８年経済センサス－活動調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和８年７月28日

魚津市長　　村椿　晃

１　統計調査の区分　令和８年経済センサス－活動調査

２　統計調査員の区分　指導員

３　統計調査員の任期　令和８年４月28日から令和８年７月27日まで

４　報酬の額　68,100円

５　費用弁償の額　次に掲げる額を合計した額

ア　旅費　3,390円

イ　写真代　210円

ウ　電話代　300円

６　報酬及び費用弁償の支給日　令和８年８月21日